

# 大野市屋外広告物条例施行規則

(平成21年9月17日規則第37号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市屋外広告物条例(平成21年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域等に係る公共施設)

第2条 条例第3条第1項第17号に規定する規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

(1) 博物館及び美術館のうち国又は地方公共団体が設置するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める公共施設

2 市長は、前項第2号の規定により公共施設を定めたときは、その旨を公告するものとする。

(許可の申請)

第3条 条例第5条又は第9条第3項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) はり紙又ははり札については、次に掲げる書類

ア 表示しようとする地域又は場所を表示した図面

イ 形状、寸法、面積及び意匠を表示した図面並びに表示の方法に関する仕様書

(2) はり紙又ははり札以外の広告物等については、次に掲げる書類

ア 表示し、又は設置しようとする場所及びその付近の状況を表示した図面

イ 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造及び表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面

ウ 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し

エ 第9条に規定する許可の基準に表示又は設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面

オ 禁止地域等において住所地等内の一の敷地(住所地等のうち、隣接して

連続する一団の施設の敷地にあつては当該一団の施設の敷地、それ以外の敷地にあつては当該敷地をいう。以下同じ。)に表示し、又は設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、又は設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真

カ 許可地域等において住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、又は設置されている他の広告板及び広告塔並びに建物の屋上に取り付ける方法又は建物の壁面に取り付ける方法(壁面に突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。)により表示され、又は設置されている広告物等の現況を確認できる天然色の写真

2 条例第9条第4項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 表示し、又は設置しようとする場所及びその付近の状況を表示した図面に次に掲げる事項を表示したもの

ア 条例第3条第15号に掲げる地域において表示し、又は設置しようとする案内広告物等(条例第9条第4項の許可を受けて表示し、又は設置する広告物等をいう。以下同じ。)については、次に掲げる事項

(ア) 条例第3条第1項第15号の規定により市長が定める道路の路線上の一の地点と事業所又は営業所(以下「事業所等」という。)との間の経路(一方通行となっていることその他の事由により自動車当該事業所等に向かつて通行することができないものを除く。)の長さが最も短くなる場合の当該地点(以下「最短経路接続地点」という。)及び経路

(イ) 経路接続地点から当該案内広告物等までの距離

(ロ) 既に表示し、又は設置している案内広告物等の状況

イ ア以外の案内広告物等については、次に掲げる書類

(ア) 事業所等から当該案内広告物等までの距離

(イ) 既に表示し、又は設置している案内広告物等の状況

(2) 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造及び表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面

(3) 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し

(4) 第9条に規定する許可の基準に設置方法に関する寸法が規定されているもの

については、その寸法を表示した図面

- (5) 住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、又は設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真

(確認の申請)

第4条 条例第6条第2項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)確認申請書(様式第2号)に前条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、又は掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。
- (2) 容易に腐朽し、又は破損しない材料を使用したものであること。
- (3) 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、又は落下するおそれのないものであること。

(景観保全型広告物整備地区における届出)

第5条 条例第7条第5項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 立看板
- (2) のぼり
- (3) 広告板
- (4) 広告塔
- (5) 電柱広告
- (6) 広告幕
- (7) 気球広告

2 条例第7条第5項の規定による届出は、屋外広告物等表示(設置)届出書(様式第3号)に第3条第1項第2号に掲げる書類を添えてするものとする。

(広告物協定の認定)

第6条 条例第8条第2項又は第4項の認定(以下「広告物協定の認定」という。)を受けようとする者は、広告物協定認定(変更認定)申請書(様式第4号)に締結しようとする広告物協定書又は広告物協定変更協定書の案文を添えて、市長に申請しなければならない。

2 広告物協定の認定は、当該広告物協定が次の各号のいずれにも該当する場合についてするものとする。

(1) 町内会、商店街等の地域その他相当規模の一団の土地又は道路、河川等の相当の区間に隣接する土地を広告物協定地区としていること。

(2) 当該広告物協定地区に適用される条例及びこの規則の規定による広告物等の表示又は設置に関する規制を緩和するものでないこと。

(3) 当該広告物協定地区の景観の保全に寄与するものであること。

3 市長は、広告物協定の認定をしたときはその旨を、広告物協定の認定をしなかったときはその旨及びその理由を申請者に書面により通知するものとする。

4 条例第8条第8項の規定による届出は、広告物協定廃止届出書（様式第5号）に協定者の合意書の写しを添えてするものとする。

（適用除外に係る公共広告物等）

第7条 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 災害その他の緊急時に表示し、又は設置する広告物等

(2) 公共施設の管理又は利用者の利便のため表示し、又は設置する広告物等（市又は福井県が所有し、又は管理する施設への案内のため、市又は福井県が表示し、又は設置する広告物等を除く。）

2 条例第9条第1項第3号の規定による協議は、屋外広告物等表示（設置）協議書（様式第6号）に第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類を添えてするものとする。

（適用除外に係る広告物等の基準）

第8条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準	
	第1種禁止地域等及び第2種禁止地域等	許可地域等
住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計	5平方メートル以内	10平方メートル以内
壁面から道路の敷地への突出し	1メートル以下	
その他	別表第2に規定する基準に適合していること。	

- 2 条例第9条第2項第3号及び第5項第3号の規則で定める基準は、特定の個人又は法人その他の団体の氏名、名称、商号、店名若しくは商標又は事業若しくは営業の内容を表示したもののその他宣伝の用に供するものでないものとする。
- 3 条例第9条第2項第4号の規則で定める基準は、表示し、又は設置する期間が1月を超えないものであることとする。
- 4 条例第9条第2項第6号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準	
鉄道の車両	表示寸法	縦60センチメートル以下 横90センチメートル以下
	表示箇所	2箇所以内
自動車	表示寸法	縦42センチメートル以下 横60センチメートル以下
	表示箇所	3箇所以内

- 5 条例第9条第4項の規則で定める基準は、案内しようとする事業所等の名称及び当該事業所等に至る方向が表示されているものとする。
- 6 条例第9条第5項第1号及び第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 広告物を表示する場合に限るものとする。
- (2) 表示面積は、一の物件につき、条例第4条第1項第2号及び第9号に掲げる物件にあつては5平方メートル以内と、同項第10号に掲げる物件にあつては当該物件の表示面積の10分の1以内とする。
- 7 条例第9条第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 表示面積は、寄贈者名又は寄贈年月日の表示に正対して当該表示を見た場合における当該施設又は物件の外郭線で囲まれた平面の面積の20分の1以内とする。
- (2) 表示箇所は、一の施設又は物件につき1箇所とする。

(許可基準)

第9条 条例第11条の許可の基準は、別表第1及び別表第6のとおりとする。ただし、自家用広告物等の許可の基準については別表第2及び別表第6、条例第9条第3項第2号に規定する広告物等の許可の基準については別表第3、条例第9条第3項第4号及び第5号に規定する広告物等の許可の基準については別表第4、案内広告物等の許可の基準については別表第5のとおりとする。

(許可等の通知)

第10条 市長は、条例の規定による許可又は確認(以下「許可等」という。)をしたときはその旨を、当該許可等をしなかったときはその旨及びその理由を申請者に書面により通知するものとする。

(許可等の期間等)

第11条 条例第12条第2項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。

- (1) 鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもの 3年
- (2) はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 1月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 1年

(許可等の期間の更新の申請)

第12条 条例第12条第3項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、当該許可等の期間の満了の日の10日前までに、屋外広告物等表示(設置)許可期間更新申請書(様式第7号)又は屋外広告物等表示(設置)確認期間更新申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 広告物等の現況を撮影した天然色の写真(申請日前1月以内に撮影したものに限る。)
- (2) 禁止地域等において住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、又は設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真
- (3) 許可地域等において住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、又は設置されている他の広告板及び広告塔並びに建物の屋上に取り付ける方法又は建物の壁面に取り付ける方法(壁面に突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。)により表示され、又は設置されている広告物等の現況を確認できる天然色の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告物等の安全性を確認するため必要な書面

2 第10条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

( 広告物等の軽微な変更等 )

第 1 3 条 条例第 1 3 条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 汚染し、若しくは退色し、又は塗料等がはく離した広告物等の補修でその色彩、意匠その他表示の方法を変更しないもの

(2) 破損し、若しくは老朽した広告物等又は倒壊し、若しくは落下するおそれがある広告物等の補強でその形状、寸法、材料及び構造を変更しないもの

( 変更等の許可等の申請 )

第 1 4 条 条例第 1 3 条の許可等を受けようとする者は、屋外広告物等変更（改造）許可申請書（様式第 9 号）又は屋外広告物等変更（改造）確認申請書（様式第 1 0 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 広告物等を変更しようとするときは、変更後の第 3 条第 1 項第 1 号イ又は第 2 号イに掲げる書類

(2) 広告物等を改造しようとするときは、その工事の仕様書及び改造後の構造図

2 第 1 0 条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

( 経過措置 )

第 1 5 条 条例第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規則で定める広告物等は、第 1 1 条第 2 号に掲げる広告物等とする。

2 条例第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規則で定める期間は、条例の規定による許可を受けている広告物等にあつては当該許可の期間が満了するまでの間、それ以外の広告物等にあつては第 1 1 条第 2 号に定める期間とする。

( 許可等の表示 )

第 1 6 条 条例第 1 5 条の証票は様式第 1 1 号によるものとし、市長が、許可等の際、許可等を受けた者に交付するものとする。この場合において、当該許可等を受けた者は、当該証票を広告物等の表面に明視できるようにはり付けなければならない。

2 条例第 1 5 条の押印又は打刻印は、許可等に係る広告物がはり紙であるときに受けるものとする。

3 前項の押印は様式第 1 2 号により、同項の打刻印は様式第 1 3 号によるものとし、市長が許可等に係る広告物に対してするものとする。

( 広告物等管理者の設置 )

第 17 条 条例第 16 条第 1 項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板、ぼんぼり、あんどんその他これらに類する広告物等とする。

2 条例第 16 条第 2 項の規則で定める広告物等は、許可等の期間が 1 年を超える広告物等とする。

3 条例第 16 条第 2 項の規則で定める資格を有する者は、福井県屋外広告物条例（昭和 39 年福井県条例第 45 号。以下「県条例」という。）第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とする。

（広告物等管理者等の届出）

第 18 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置届出書（様式第 14 号）によりするものとする。この場合において、条例第 16 条第 2 項の規定により前条第 3 項に規定する者を広告物等管理者として置くときは、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 広告物等管理者が県条例第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(2) 広告物等管理者が広告物等管理者として置かれることについて承諾したことを称する書面

2 条例第 17 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 広告物等の種類及び数量

(2) 広告物等を表示し、又は設置する地域又は場所

(3) 条例第 16 条第 2 項の規定により前条第 3 項に規定する者を広告物等管理者として置くときは、その資格の内容

3 条例第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出は、屋外広告物表示管理者等（氏名等）変更届出書（様式第 15 号）によりするものとする。

4 第 1 項後段の規定は、条例第 17 条第 2 項の規定により前項の届出をする場合について準用する。

（広告物等の除却の届出）

第 19 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（様式第 16 号）によりするものとする。

（身分証明書）

第 20 条 条例第 21 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 17 号によるものとする。

( 広告物等を保管した場合の公示場所 )

第 2 1 条 条例第 2 3 条第 2 項第 1 号の規則で定める場所は、大野市役所掲示場その他の公衆の見やすい場所とする。

( 保管広告物等一覧簿 )

第 2 2 条 条例第 2 3 条第 3 項の帳簿は、保管広告物等一覧簿 ( 様式第 1 8 号 ) とし、法第 8 条第 2 項及び条例第 2 3 条第 1 項第 3 号の規定により公示した保管の場所に備え付けるものとする。

( 保管した広告物等を売却する場合の手続 )

第 2 3 条 条例第 2 5 条第 1 項に規定する競争入札及び随意契約の手続については、大野市契約規則 ( 平成 9 年規則第 8 号 ) の規定の例による。

( 保管した広告物等を返還する場合の手続 )

第 2 4 条 市長は、屋外広告物法第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物等 ( 同条第 3 項の規定により売却した代金を含む。 ) を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書 ( 様式第 1 9 号 ) と引換えに返還するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行前にされた改正前の県条例の規定による許可の申請であって、この規則の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可の基準については、この規則第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の福井県屋外広告物条例施行規則 ( 昭和 3 9 年 9 月 3 0 日福井県規則第 5 4 号。以下「改正前の県規則」という。 ) 第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる広告物等に該当するもので、この規則第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる広告物等に該当しなくなるものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に改正前の県規則第 9 条の許可の基準に適合して許可を受けている広告物等で、この規則第 9 条の許可の基準に適合しなくなるもの ( 以下この項及び次項において「不適合広告物等」という。 ) についての許可の基準

については、この規則の施行の日から起算して6年（第11条第2号に該当する不適合広告物等にあつては、当該不適合広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、この規則第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更又は改造（第13条に規定する軽微な変更又は改造を除く。次項において同じ。）をしようとする場合には、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、建物に表示され、又は設置された不適合広告物等であつて、当該不適合広告物等の除却、変更又は改造に伴い、当該建物の構造を変更しなければならないものの許可の基準については、この規則第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更又は改造をしようとする場合には、この限りでない。

6 条例附則第3項の規則で定める軽微な変更又は改造は、第13条各号のいずれかに該当するものとする。

（大野市景観条例施行規則の一部改正）

7 大野市景観条例施行規則（平成20年規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 大規模広告物（第13条）」を「第4章 削除」に改める。  
第4章を次のように改める。

第4章 削除

第13条 削除

別表を別紙のように改める。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

別表第1（第9条関係）

一般屋外広告物等許可基準

1 区分

広告物等の区分は、次のとおりとする。

区分	説明
はり紙	紙製のもので建物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）にはり付けられたもの及びこれに類するもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、又はこれらに紙等をはり付け、容易に取り外すことがで

	きる状態で工作物等に取り付けられたもの及びこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたもの又は自立しているもので容易に移動できるもの及びこれらに類するもの
のぼり	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）
広告板	土地に設置され、又は工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）及びこれらに類するもの
広告塔	土地に設置され、又は工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱又は円柱等の立体的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）及びこれらに類するもの
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に取り付けられ、若しくは巻き付けられ、又は塗料等を用いて直接表示されたもの及びこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたもの及びこれに類するもの（のぼりを除く。）
気球広告	気球を利用して、空中に表示されたもの及びこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示され又は取り付けられたもの及びこれらに類するもの
ぼんぼり及びあんどん	ぼんぼり又はあんどんの形状をしたもので、一時的かつ簡易なもの及びこれらに類するもの

備考 この表により区分することが困難な広告物等については、これを同表のうち最も類似した区分の広告物等とみなしてこの規則の規定を適用する。

## 2 通則

(1) 広告物等は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。

ア 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。

イ 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、又は掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。

(2) 広告物等は、公衆に対する危害を防止するため、次の各号に適合するものでなければならない。

ア 容易に腐朽し、又は破損しない材料を使用したものであること。

イ 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、又は落下するおそれのないものであること。

### 3 細則

広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分		基準
はり札、立看板及びのぼり（以下「はり札等」という。）		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。</li> <li>2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。</li> <li>3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに対応する距離の2倍以上であること。</li> </ol>
広告板及び広告塔		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、30平方メートル以内であること。</li> <li>2 下端から上端までの高さは、10メートル以下であること。</li> <li>3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板及び広告塔（建物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が100平方メートル以内であること。</li> </ol>
電柱広告	電柱等から突き出して取り付けられるもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面の縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.6メートル以下であること。</li> <li>2 取り付ける数量は、電柱等1本につき1個であること。</li> <li>3 蛍光塗料又は下地の色として赤色、黒色若しくは黄色を使用するものでないこと。</li> </ol>
	電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面の横の長さは、1メートル以下であること。</li> <li>2 地面から下端までの高さは、1メートル以上であること。</li> <li>3 巻き付け、又は直接表示する数量又は箇所数は、電柱等1本につき1個又は1箇所であること。</li> <li>4 蛍光塗料又は下地の色として赤色、黒色若しくは黄色を使用するものでないこと。</li> </ol>
広告幕		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、30平方メートル以内であること</li> <li>2 道路の上空を横断するものにあつては、縦の長さが1メートル以下であること。</li> </ol>

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるもの及び電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、又は直接表示されることを妨げない。

(2) (1)に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示又は設置の方法により、建

物を利用して表示し、又は設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</li> <li>2 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計が、100平方メートル以内であること。</li> <li>3 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。</li> </ol>
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取り付けの数量は、1つの壁面につき3個以下であること。</li> <li>2 道路の敷地への突出しは、1メートル以下であること。</li> <li>3 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。</li> </ol>
建物の壁面に取り付けの方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。</li> <li>(2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。</li> </ol> </li> <li>2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。</li> <li>3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。</li> </ol>

(3) (1)及び(2)に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。ただし、表示面積が30平方メートル又は高さが13メートルを超える広告物等（以下「大規模広告物等」という。）に該当するものを除く。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

(4) (1)及び(2)に定める基準のほか、大規模広告物等については、別表6に定め

る基準に適合すること。

## 別表第 2 ( 第 9 条関係 )

### 自家用広告物等許可基準

#### 1 区分

広告物等の区分は、別表第 1 第 1 項に定めるとおりとする。

#### 2 通則

広告物等は、別表第 1 第 2 項に規定する基準に適合するものでなければなら  
ない。

#### 3 細則

(1) 禁止地域等における広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法は、次のと  
りとする。

ア 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するこ  
と。

区分	基準	
	第 1 種禁止地域等	第 2 種禁止地域等
はり札等	1 表示面の縦の長さは 2 メートル以下、横の長さは 1 メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、3 メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の 2 倍以上であること。	
広告板及び広告塔	下端から上端までの高さは、13 メートル以下であること。	下端から上端までの高さは、20 メートル以下であること。

イ アに定める基準にかかわらず、次に掲げる表示又は設置の方法により、  
建物を利用して表示し、又は設置するものについては、それぞれ次に定め  
る基準に適合すること。

表示又は設置の方法	基準	
	第 1 種禁止地域等	第 2 種禁止地域等
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	表示又は設置できない。	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの 3 分の 2 以下で、かつ、10 メートル以下であること。

		2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付けの方法	1 道路の敷地への突出しは、1メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。	
建物の壁面に取り付けの方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けのものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 (2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。	

ウ ア及びイに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

(ア) 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

(イ) 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のため又は救急医療の施設であることを表示するために使用するものについては、この限りでない。

(ウ) 映像による表示をしないこと。

エ アからウまでに定める基準のほか、大規模広告物等については、別表6に定める基準に適合すること。

オ アからエまでに定める基準に適合するほか、住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計は、30平方メートル以内であること。

(2) 許可地域等における広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	基準
はり札等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。</li> <li>2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。</li> <li>3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。</li> </ol>
広告板及び広告塔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下端から上端までの高さは、20メートル以下であること。</li> <li>2 住所地等内の一の敷地における広告板及び広告塔（建物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が100平方メートル以内であること。</li> </ol>
広告幕	表示面積は、30平方メートル以内であること。

イ アに定める基準にかかわらず、次に掲げる表示又は設置の方法により、建物を利用して表示し、又は設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</li> <li>2 住所地等内の一の敷地におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計が、100平方メートル以内であること。</li> <li>3 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。</li> </ol>
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の敷地への突出しは、1メートル以下であること。</li> <li>2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。</li> </ol>
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、</li> </ol>

に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。)	<p>20平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。</p> <p>2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。</p> <p>3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。</p>
-----------------------	--

ウ ア及びイに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。ただし、大規模広告物等に該当するものを除く。

(ア) 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

(イ) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

エ ア及びイに定める基準のほか、大規模広告物等については、別表6に定める基準に適合すること。

別表第3（第9条関係）

条例第9条第3項第2号に規定する広告物等許可基準

1 区分

広告物等の区分は、別表第1第1項に定めるとおりとする。

2 通則

広告物等は、別表第1第2項に規定する基準に適合するものでなければならない。

3 細則

広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法等は、次のとおりとする。

(1) はり紙、はり札、立看板、のぼり、広告板、広告塔、広告幕、気球広告又はぼんぼり及びあんどんの区分に該当するものであること。

(2) 建物を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

(3) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

区分	基準	
	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等

はり札等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。</li> <li>2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。</li> <li>3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。</li> </ol>
広告板及び広告塔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、1つの面につき2.5平方メートル以内で、かつ、表示面積の合計が5平方メートル以内であること。</li> <li>2 下端から上端までの高さは、5メートル以下であること。</li> </ol>
広告幕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、30平方メートル以内であること</li> <li>2 道路の上空を横断するものにあつては、縦の長さが1メートル以下であること。</li> </ol>

(4) (1)から(3)までに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと。

ウ 映像による表示をしないこと。

(5) (1)から(4)までに定める基準に適合するほか、他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が30平方メートル以内であること。

#### 別表第4（第9条関係）

条例第9条第3項第4号及び第5号に規定する広告物等許可基準

##### 1 区分

広告物等の区分は、別表第1第1項に定めるとおりとする。

##### 2 通則

広告物等は、別表第1第2項に規定する基準に適合するものでなければならない。

##### 3 細則

広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法等は、次のとおりとする。

(1) 表示し、又は設置する期間が1月を超えないものであること。

- (2) はり紙、はり札、立看板、のぼり、広告板、広告塔、広告幕、気球広告又はぼんぼり及びあんどんの区分に該当するものであること。
- (3) 建物を利用して表示し、又は設置するものでないこと。
- (4) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

区分	基準	
	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等
はり札等	1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。	
広告板及び広告塔	1 表示面積は、1つの面につき2.5平方メートル以内で、かつ、表示面積の合計が5平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、5メートル以下であること。	
広告幕	1 表示面積は、30平方メートル以内であること 2 道路の上空を横断するものにあつては、縦の長さが1メートル以下であること。	

- (5) (1)から(4)までに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと。

ウ 映像による表示をしないこと。

- (6) (1)から(5)までに定める基準に適合するほか、他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が30平方メートル以内であること。

## 別表第5（第9条関係）

### 案内広告物等許可基準

#### 1 区分

広告物等の区分は、別表第1第1項に定めるとおりとする。

## 2 通則

広告物等は、別表第1第2項に規定する基準に適合するものでなければならない。

## 3 細則

広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 立看板、広告板、広告塔又は電柱広告の区分に該当するものであること。
- (2) 建物を利用して表示し、又は設置するものでないこと。
- (3) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

区分	基準	
	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等
立看板	表示又は設置できない。	<ol style="list-style-type: none"><li>1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。</li><li>2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。</li><li>3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。</li></ol>
広告板及び広告塔	表示又は設置できない。	<ol style="list-style-type: none"><li>1 表示面積は、1つの面につき2.5平方メートル以内で、かつ、表示面積の合計が5平方メートル以内であること。</li><li>2 下端から上端までの高さは、5メートル以下であること。</li></ol>

電柱 広告	電柱等から突き出して取り付けられるもの	表示又は設置できない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面の縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.6メートル以下であること。</li> <li>2 取り付ける数量は、電柱等1本につき1個であること。</li> <li>3 蛍光塗料又は下地の色として赤色、黒色若しくは黄色を使用するものでないこと。</li> </ol>
	電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるもの	表示又は設置できない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面の横の長さは、1メートル以下であること。</li> <li>2 地面から下端までの高さは、1メートル以上であること。</li> <li>3 巻き付け、又は直接表示する数量又は箇所数は、電柱等1本につき1個又は1箇所であること。</li> <li>4 蛍光塗料又は下地の色として赤色、黒色若しくは黄色を使用するものでないこと。</li> </ol>

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるもの及び電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、又は直接表示されることを妨げない。

(4) (1)から(3)までに定める基準のほか、次に掲げる表示又は設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	基準
条例第3条第15号に掲げる地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最短経路接続地点から1キロメートルの区域内に表示し、又は設置するものであること。</li> <li>2 数量は、条例第3条第15号の規定により市長が定める一の道路及びこれに接続する地域につき2個以内であること。</li> </ol>
条例第3条第15号に掲げる地域以外の地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 案内しようとする事業所等から1キロメートルの区域内に表示し、又は設置するものであること。</li> <li>2 数量は、案内しようとする1つの事業所等につき4個以内であること。</li> </ol>

(5) (1)から(4)までに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと。

ウ 映像による表示をしないこと。

(6) (1)から(5)までに定める基準に適合するほか、他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が30平方メートル以内であること。

## 別表第6（第9条関係）

### 大規模広告物等許可基準

#### 1 区分

広告物等の区分は、別表第1第1項に定めるとおりとする。

#### 2 通則

広告物等は、別表第1第2項に規定する基準に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 着色面積が最も大きい部分や下地の色彩は、色相がR（赤）系及びYR（橙）系において彩度6以下、Y（黄）系において彩度4以下、その他の色相において彩度2以下とし、無彩色の場合、黒は使用しないこと。ただし着色していない部分の面積が最も広い場合を除く。

(2) 色相が対称になる色彩を隣り合わせないこと。

(3) 絵（地図を除く。）、記号又は写真の表示面積は、当該広告物の表示面積の2分の1未満とすること。

(4) 蛍光、発光又は反射する塗料又は材料を使用しないこと。

備考 色相及び彩度は、日本工業規格のマンセル表色系の色相及び彩度をいう。

#### 3 細則

広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法等は、別表第1及び別表第2に規定するほか、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	基準
広告板及び広告	1 脚柱が下端から上端までの高さの3分の1を超え

塔	<p>る場合、脚柱は、建築物や周辺環境と調和する色彩に塗装すること。ただし、色彩は色相がR（赤）及びY R（橙）系において彩度が6以下、Y（黄）系において彩度が4以下、その他の色相において彩度が2以下とし、無彩色の場合、黒は使用しないこと。</p> <p>2 下端から上端までの高さが13メートルを超える場合、表示面積は1面につき15平方メートル以内であること。</p> <p>3 住所地等内の一の敷地においては、主となる広告物の表示面積は50平方メートル以内、従となる広告物の表示面積は30平方メートル以内であること。</p> <p>4 住所地等内の一の敷地においては、従となる広告物は2個以下であること。ただし、敷地や建築物などの管理に必要な広告物は除く。</p>
---	--

(2) (1)に定める基準のほか、次に掲げる表示又は設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	<p>1 脚柱や骨組みは、隠蔽すること。</p> <p>2 表示面積が1面につき15平方メートルを超える場合、取付場所から上端までの高さは、2メートル以下であること。</p>
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	<p>1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等（他人が取り付けのものを含む。）は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 主となる広告物等の数量は、1個であること。</p> <p>(2) 主となる広告物等の表示面積は、50平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 従となる広告物等の1個当たりの表示面積は、30平方メートル以内であること。</p>

(3) (1)及び(2)に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと。

ウ 映像による表示をしないこと。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
  
氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
  
電話番号

屋外広告物等表示（設置）許可申請書

屋外広告物を表示（掲出する物件を設置）したいので、大野市屋外広告物条例第5条（第9条第3項・第4項）の規定により、次のとおり申請します。

広告物の種類	
表示面積及び数量	平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所	
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
管理者の設置	有 無
工事施工者	住所（所在地）
	氏名（名称）
	電話番号
	屋外広告業の登録 年 月 日 福井県屋外広告業登録第 号
許可の期間等	年 月 日から 年 月 日まで 第 号
許可の条件	

注

- 1 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には記入しないでください。

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
  
氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
  
電話番号

屋外広告物等表示（設置）確認申請書

大野市屋外広告物条例第6条第2項に規定する屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物の種類	
表示面積及び数量	平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所	
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
管理者の設置	有 無
工事施工者	住所（所在地）
	氏名（名称）
	電話番号
	屋外広告業の登録 年 月 日 福井県屋外広告業登録第 号
確認の期間等	年 月 日から 年 月 日まで 第 号

注

- 1 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には記入しないでください。

大野市長 様

届出者 住所  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

屋外広告物等表示（設置）届出書

屋外広告物を表示（掲出する物件を設置）したいので、大野市屋外広告物条例第7条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物の種類		
表示面積及び数量		平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所		
表示又は設置期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事 施 工 者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
	電話番号	
	屋外広告業の登録	年 月 日 福井県屋外広告業登録第 号
備考		

注

- 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 印のある欄には記入しないでください。

大野市長 様

申請者 住所  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
  
氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
  
電話番号

広告物協定認定（変更認定）申請書

広告物協定の認定（変更認定）を受けたいので、大野市屋外広告物条例第6条第2項（第4項）の規定により、次のとおり申請します。

広告物協定の名称		
協 定 の 概 要	対象となる地域	
	広告物等の表示 又は設置方法に 関する事項	
	有効期間	
	違反した場合の 措置	
	その他の事項	
認定年月日等	年 月 日 第 号	
変更の理由		

注

- 1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には記入しないでください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

届出者 住所

氏名

電話番号

広告物協定廃止届出書

広告物協定を廃止したいので、大野市屋外広告物条例第8条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物協定の名称	
認定年月日等	年 月 日 第 号
廃止の理由	
協定者の人数	
廃止の合意人数	

注 届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

電話番号

屋外広告物等表示（設置）協議書

大野市屋外広告物条例第9条第1項第3号に規定する屋外広告物を表示（掲出する物件を設置）したいので、次のとおり協議します。

広告物の種類		
表示面積及び数量		平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所		
表示又は設置期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事 施工 者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
	電話番号	
	屋外広告業の登録	年 月 日 福井県屋外広告業登録第 号
備考		

注 印のある欄には記入しないでください。

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
  
氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
  
電話番号

屋外広告物等表示（設置）許可期間更新申請書

屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可の期間を更新したいので、大野市屋外広告物条例第12条第3項の規定により、次のとおり申請します。

広告物の種類	
表示面積及び数量	平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所	
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
管理者の設置	有 無
更新を受けようとする許可の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の期間等	年 月 日から 年 月 日まで 第 号
許可の条件	

注

- 1 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には記入しないでください。

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

屋外広告物等表示（設置）確認期間更新申請書

屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の確認の期間を更新したいので、大野市屋外広告物条例第 1 2 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

広告物の種類	
表示面積及び数量	平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所	
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
管理者の設置	有 無
更新を受けようとする確認の確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認の期間等	年 月 日から 年 月 日まで 第 号

注

- 1 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には記入しないでください。

年 月 日

大野市長 様

届出者 住所  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

屋外広告物等変更（改造）許可申請書

屋外広告物等を変更（改造）したいので、大野市屋外広告物条例第13条の規定により、次のとおり申請します。

広告物の種類		
表示面積及び数量		平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所		
表示又は設置期間		
管理者の設置		有 無
工事 施工 者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
	電話番号	
	屋外広告業の登録	年 月 日 福井県屋外広告業登録第 号
申請に係る広告物等の 許可年月日及び番号		年 月 日 第 号
許可の期間等		年 月 日から 年 月 日まで 第 号
許可の条件		

注

- 1 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には記入しないでください。

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 氏名  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

屋外広告物等変更（改造）確認申請書

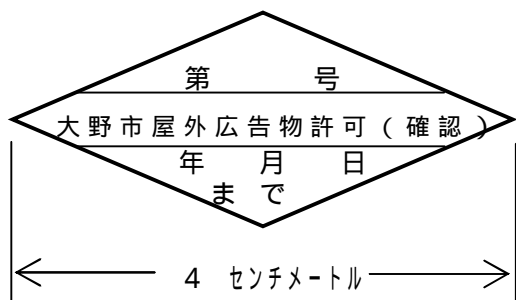
屋外広告物等を変更（改造）したいので、大野市屋外広告物条例第13条の規定により、次のとおり申請します。

広告物の種類		
表示面積及び数量		平方メートル 個（枚）
表示又は設置場所		
変更（改造）の内容		
管理者の設置		有 無
工事施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
	電話番号	
	屋外広告業の登録	年 月 日 福井県屋外広告業登録第 号
申請に係る広告物等の 確認年月日及び番号		年 月 日 第 号
確認の期間等		年 月 日から 年 月 日まで 第 号

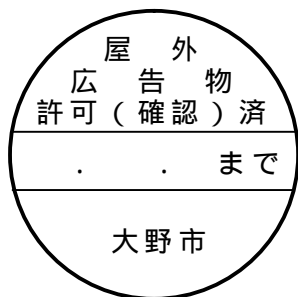
注

- 1 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には記入しないでください。

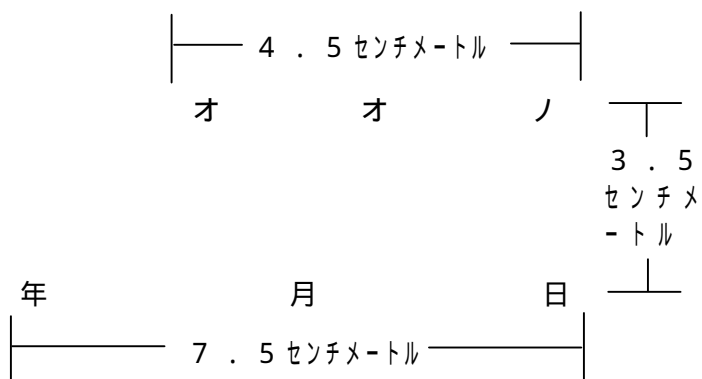
様式第11号（第16条関係）



様式第12号（第16条関係）



様式第13号（第16条関係）



大野市長 様

届出者 住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

屋外広告物等管理者設置届出書

屋外広告物等管理者を置いたので、大野市屋外広告物条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物の種類		
表示面積及び数量	平方メートル	個(枚)
表示又は設置場所		
許可(確認)の期間	年 月 日から	年 月 日まで
許可(確認)年月日及び番号	年 月 日	第 号
広告物等管理者	住所	
	氏名等	
	資格	

注

- 届出者(届出者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 許可の期間が1年を超える広告物等については、印の欄に福井県屋外広告物条例第39条第1項各号のいずれかに該当する者の資格を記入してください。

大野市長 様

届出者 住所  
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

屋外広告物表示管理者等（氏名等）変更届出書

広告物表示管理者等（氏名等）を変更したので、大野市屋外広告物条例第17条第2項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物の種類		
表示面積及び数量	平方メートル	個（枚）
表示又は設置場所		
許可（確認）期間	年 月 日から	年 月 日まで
許可（確認）年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更年月日	年 月 日	
変更前	住所	
	氏名等	
	資格	
変更後	住所	
	氏名等	
	資格	

注

- 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 許可の期間が1年を超える広告物等については、印の欄に福井県屋外広告物条例第39条第1項各号のいずれかに該当する者の資格を記入してください。

大野市長 様

届出者 住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

屋外広告物等除却届出書

屋外広告物等を除却したので、大野市屋外広告物条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物の種類	
表示面積及び数量	平方メートル 個(枚)
表示又は設置場所	
許可(確認)期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可(確認)年月日及び番号	年 月 日 第 号
除却年月日	年 月 日

注 届出者(届出者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。





様式第19号（第24条関係）

受 領 書

年 月 日

大野市長 様

返還を受けた者 住所  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり、広告物等（広告物等を売却した代金）の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物等	整理番号	
	名称又は種類	
	数 量	
（返還を受けた金額）		

備考 返還を受けた者（返還を受けた者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。